

令和6年3月28日招集

第10回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 10 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和6年3月 28 日午前 9 時 30 分から下記議案審議のため第 10 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 16 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 23 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 24 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 25 号議案 農地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 26 号議案 あっせん譲受等候補者の登録について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 長谷川正典 君 | 2番 木村雅一 君 | 3番 小池俊木 君 |
| | 5番 今井和幸 君 | 6番 梅田守康 君 |
| 7番 坂内長市 君 | 8番 坂上辰彦 君 | 9番 小林裕一 君 |
| 10番 近藤サチ子 君 | 11番 浅川和夫 君 | 12番 中野良一 君 |
| 13番 諸橋利彦 君 | 14番 飯岡佐治雄 君 | 15番 佐藤愛子 君 |
| 16番 山田喜良 君 | | 18番 田澤淑子 君 |
| 19番 加茂重夫 君 | | |

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

| | |
|-----------|------------|
| 4番 西村修市 君 | 17番 吉村陽介 君 |
|-----------|------------|

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| | 加茂2番 飯岡大介 君 | 下条1番 井上長治 君 |
| 下条2番 坂上嘉一郎 君 | 七谷1番 小柳修一 君 | 七谷2番 田浦 久 君 |
| 須田1番 小林 健 君 | 須田2番 高橋正明 君 | |

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|-----------|------------|
| 次長 大竹久範 君 | 主査 久須美優子 君 |
|-----------|------------|

議長(加茂重夫君)

今日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

これから農家にとりましては、たいへん忙しい時が来しました。健康に留意されまして、事故の無いようにしていただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は 4番西村修市君、17番吉村陽介君であります。

ただ今の出席農業委員数は、17名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂1番近藤喜作君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

2番木村雅一君、3番小池俊木君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第16号議案

「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局次長大竹です。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

【議案16号朗読後説明】

この案件は12月の定例総会で継続審議になっていた案件です。その際地元の同意及び不測の事態における撤去の約束を申請者に求めたところ、地元から要望書が来しましたので、再度審議をしていただくため、今回議案として提出させていただきます。

ただ、その後3月21日に申請者より申請者より申請を取り下げたい旨の電話連絡がありました。正式に取り下げ願いが出た後、皆さんに報告させていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

議 長(加茂重夫君) 事務局の説明が終わりました。

14 番(飯岡佐治雄君) これに対してご質問、ご意見はございませんか。

議 長(加茂重夫君) はい。14 番。

14 番(飯岡佐治雄君) 14 番飯岡委員。

事務局(大竹久範君) 14 番飯岡です。取下げがあったということは、これはもう何もなくていいということですよ。

14 番(飯岡佐治雄君) はい。

事務局(大竹久範君) 要望に対しては。

議 長(加茂重夫君) 回答も特にしなくていいと思います。

事務局(大竹久範君) 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長(加茂重夫君) (「なし」の声あり)

事務局(大竹久範君) ないようですので、この件は終わりにいたします。

事務局(大竹久範君) 次に、第 23 号議案

事務局(大竹久範君) 「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局(大竹久範君) 事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君) はい、事務局次長大竹です。

事務局(大竹久範君) それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

事務局(大竹久範君) 【議案 23 号朗読後説明】

事務局(大竹久範君) 番号 1 の譲渡人は、後継者がいないため、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

事務局(大竹久範君) 申請地につきましては、水稻を作付けした痕跡があります。大字加茂新田字仲廻 ■■■■ につきましては売買となっており、加茂市サッカー場駐車場の北東 ■■■■ m 付近に位置する水田地帯に所在しています。

事務局(大竹久範君) 大字加茂新田字仲廻 ■■■■ につきましては、加茂市田上町消防衛生保育組合衛生センターのし尿処理施設の南側 ■■■■ m 付近に所在しています。当該土地は、盛土された農地で石などが混在している条件の悪い農地となっているため贈与となっています。

事務局(大竹久範君) 番号 2 につきましては、契約の終了に伴い譲渡しを希望し、引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

事務局(大竹久範君) 申請地につきましては、水稻を作付けした痕跡があります。大字宮寄上字岩野 ■■■■ と ■■■■ につきましては県道宮寄上加茂線沿いに所在し、岩野バス停から北西側 ■■■■ m の地点に、■■■■ につきましては、岩野バス停から北東側 ■■■■ m の地点で道路沿いではなく、譲受者の所有地を経由しての作付けとなります。

事務局(大竹久範君) 番号 1、2 の申請について、許可要件を満たしている経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間 150 日以上農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして農

地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君) 本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

15番(佐藤愛子君) 15番佐藤です。3月18日に飯岡委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地については、田で水稻を作付けした痕跡がありました。権利移転後も、譲受人が引き続き水稻栽培する予定となっています。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君) 8番(坂上辰彦君) 8番坂上です。3月16日に小柳修一推進委員と、番号2の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地については、田で水稻を作付けした痕跡がありました。権利移転後も、譲受人が引き続き水稻栽培する予定となっています。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君) 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

10番(近藤サチ子君) はい。10番近藤です。

議長(加茂重夫君) 10番。近藤委員。

はい。10番近藤です。今ほど説明聞きました。1つだけお聞きしたいのですが、1番の方の一部贈与と書いてありますが、その中に面積が2,816、この中に贈与の分が入っているのかそれとも入っていないのか、お聞きしたいのですが。

事務局(大竹久範君) はい事務局大竹です。贈与分入ってございます。先ほども説明させていただきましたが、仲廻の■■■■の土地につきまして、盛土されたところになっておりまして、砂利等が混在しているため、1,914㎡について贈与という形になっています。

10番(近藤サチ子君) わかりました。それとすみません。もう1つ。こういう農地法の第3条の規定によるとなっておりますが、あっせんというのはどういう場合、金額であっせんになるの、そ

事務局(大竹久範君)

のあたりをお聞きしたいのですが。

今回あっせんという話もあったのですが、贈与の部分もあるため、その部分はあっせんできないため、どうしますかと確認したところ、今回は第3条で行きますとのことでした。

10 番(近藤サチ子君)

金額面じゃないんですね。

事務局(大竹久範君)

金額ではないです。

議長(加茂重夫君)

他にご質問ございませんか。

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第24号議案

「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局次長大竹です。

それでは、議案書の3ページをお開きください。

【議案24号朗読後説明】

番号1は、譲受人が事業に供する■■■■の防水壁設置工事の資機材の仮設置場等の敷地を供するため、許可申請が行われたものです。

議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。番号1の申請地は、加茂郷排水機場から南に■■■m程の位置に所在する■■■■に隣接して位置しています。2ページをご覧ください。申請地の案内図です。申請地は既存の■■■■の西側に位置しています。3ページをご覧ください。申請地の更正図です。図面上に斜線で表示してある部分が申請地3筆です。4ページをご覧ください。申請地の利用計画図です。図面の左側が既存の■■■■の部分で、隣の区画が申請地となっています。事業計画では、シート及び鉄板を敷きその上に砂利を入れる計画になっています。5ページが復旧計画となっています。

申請内容を農地転用に關する許可基準により確認しますと、申請地は、集落内の住宅地が連坦した地域内に所在する農地であり、周辺の宅地化の状況から見て第2種農地と判断されます。第2種農地は、既存宅地や周辺の第3種農地に立地困難な場合許可が可能な農地として位置づけられておりますので、転用許可可能であると判断できます。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」により事業費を担保できる預金額を確認できましたので、事業実施可能であり、適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可後すぐに拡張事業に着手することが確認できておりますので、遅滞なく申請に係る用途へ供することは可能であり確実であると判断できます。なお、外構の工事を行い、工

事完了後には現状に復旧する計画となっています。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の境界には土留め設置されており、雨水は現状の集水柵に流入する計画となっており、適正に事業実施された場合には土砂、雨水等の流出による支障を生じる恐れはないと考えられることから、隣接する農地等への支障は生じないと判断できます。なお、申請書には加茂郷土地改良区から事業実施について「さしつかえない」との意見が添付されています。

以上によりまして、当該案件は、転用許可基準を全て満たすものと考えられます。説明は以上でございます。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

5番 今井和幸委員。

5番(今井和幸君)

5番 今井です。調査の結果を報告します。

番号1の申請地は、耕作していない状態でした。現地にはシート及び鉄板を敷き、砂を入れる計画です。

適正に事業実施された場合には、隣接する農地に支障を及ぼす恐れはないこと、事業完了後、現状の農地に復旧することが確認できましたので、当該転用案件は許可相当であると判断いたしました。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。
これに対してご質問、ご意見はございませんか。

14番(飯岡佐治雄君)

14番。

議長(加茂重夫君)

14番飯岡委員。

14番(飯岡佐治雄君)

14番飯岡です。この資材を運んで、隣の[]、簡単に言うとどういふことをするんですか。

事務局(大竹久範君)

事務局大竹です。困ってある壁の補強の工事をする予定です。
防水壁を工事して新たに付ける予定です。

議長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第25号議案

「農用地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、[]は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※[]退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局次長大竹です。

それでは、議案書の4ページをお開きください。

【議案 25 号朗読後説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和6年4月10日公告」の内容につきましては、配付資料の第25号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

12番(中野良一君)

はい。12番。

議長(加茂重夫君)

12番中野委員。

12番(中野良一君)

12番中野です。初歩的なことなんですが、新潟県農林公社というのは農地バンクのことでしょうか

事務局(大竹久範君)

はい。そうです。

議長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(※ 着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第26号議案

「あっせん譲受等候補者の登録について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

それでは、議案書の5ページをお開きください。

【議案 26 号朗読後説明】 あっせん事業における農地の受け手となるためには、「加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」第3に定める農用地等の権利取得者の要件である基準面積及び資本装備の水準を満たし、「あっせん譲受等候補者名簿」に登録された者でなければなりません。

番号1の申請人は、経営の規模拡大と安定化を目標としており、その目標の達成のため名簿登載の申請が行われたものです。

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、申請者を「あっせん譲受等候補者」として登録することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案の申請者を「あっせん譲受等候補者」として登録することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前 10 時 10 分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい。事務局次長大竹です。議案書の6ページお願いします。

【報告第 1 号朗読】

【報告第 2 号朗読】

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和6年2月 28 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案 15 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 10 回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 26 分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

2 番 委 員

.....

3 番 委 員

.....